第二十八条第四号中「又はハ」を「から二まで」に改める。

別記様式第一号第一の四の⑷の記載上の注意3中「第24条第3号」を「第24条第1項第3号」に、「同条第5号及び第6号」を「同項第5号から第7号まで」に、「、「契約」を「「契約」に改め、同記載上の注意4中「、「承認保管場所」を「「承認保管場所」に、「、「電子商取引」の欄」を「「電子商取引」の欄」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○農林水産省令第三十一号

植物防疫法（昭和二十五年法律第百五十一号）第二十二条の規定に基づき、植物防疫法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年四月一日

農林水産大臣　森山　**裕**

植物防疫法施行規則の一部を改正する省令

植物防疫法施行規則（昭和二十五年農林省令第七十三号）の一部を次のように改正する。

第四十条第一項各号を次のように改める。

一　いちご、かき、きく、きゆうり、たまねぎ、なす及びねぎのアザミウマ類

二　いちご、かんきつ、きく、キャベツ、きゆうり、すいか、だいこん、大豆、トマト、なし、なす、ねぎ、はくさい、ばれいしよ、ピーマン、ほうれんそう及びレタスのアブラムシ類

三　いねのイネミズゾウムシ

四　オオタバコガ

五　かきのカイガラムシ類

六　かきのカキノヘタムシガ

七　果樹カメムシ類

八　さとうきびのカンシャコバネナガカメムシ

九　大豆の吸実性カメムシ類

十　コナガ

十一　きゆうり及びトマトのコナジラミ類

十二　いねのコブノメイガ

十三　シロイチモジヨトウ

十四　なし、もも及びりんごのシンクイムシ類

十五　いねのセジロウンカ

十六　茶のチャノホソガ

十七　いねのツマグロヨコバイ

十八　いねのトビイロウンカ

十九　いねのニカメイガ

二十　ハスモンヨトウ

二十一　いちご、おうとう、かんきつ、茶、なし、なす、もも及びりんごのハダニ類

二十二　かき、茶、なし及びりんごのハマキムシ類

二十三　斑点米カメムシ類

二十四　いねのヒメトビウンカ

二十五　いねのフタオビコヤガ

二十六　さとうきびのメイチュウ類

二十七　ヨトウガ

第四十条第二項各号を次のように改める。

一　むぎの赤かび病菌

二　いねの稲こうじ病菌

三　いねのいもち病菌

四　いちごのうどんこ病菌

五　きゆうりのうどんこ病菌

六　なすのうどんこ病菌

七　ピーマンのうどんこ病菌

八　むぎのうどんこ病菌

九　トマト及びばれいしよの疫病菌

十　ぶどうの晩腐病菌

十一　かんきつのかいよう病菌

十二　キウイフルーツのかいよう病菌

十三　きゆうりの褐斑病菌

十四　てん菜の褐斑病菌

十五　キャベツ及びレタスの菌核病菌

十六　キャベツの黒腐病菌

十七　なしの黒星病菌

十八　りんごの黒星病菌

十九　かんきつの黒点病菌

二十　なしの黒斑病菌

二十一　ねぎの黒斑病菌

二十二　ねぎのさび病菌

二十三　いねの縞葉枯病ウイルス

二十四　たまねぎの白色疫病菌

二十五　きくの白さび病菌

二十六　てん菜の西部萎黄病ウイルス

二十七　もものせん孔細菌病菌

二十八　かんきつのそうか病菌

二十九　いちごの炭疽病菌

三十　かきの炭疽病菌

三十一　茶の炭疽病菌

三十二　いちご、きゆうり、トマト、なす、ぶどう及びレタスの灰色かび病菌

三十三　おうとうの灰星病菌

三十四　いねのばか苗病菌

三十五　トマトの葉かび病菌

三十六　りんごの斑点落葉病菌

三十七　きゆうりのべと病菌

三十八　たまねぎ及びねぎのべと病菌

三十九　ぶどうのべと病菌

四十　いねのもみ枯細菌病菌

四十一　いねの紋枯病菌

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○経済産業省令第六十四号

電気事業法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十二号）の施行に伴い、並びに電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）及び電気事業法施行令（昭和四十年政令第二百六号）の規定に基づき、並びに同法を実施するため、電気事業法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年四月一日

経済産業大臣　林　幹雄